

第6回京都市人権文化推進懇話会

- 1 日時 平成21年3月24日（火） 10時～12時
- 2 場所 京都市市民生活センター 研修室
- 3 出席者 安藤座長，坂元副座長，石元委員，栗本委員，杉原委員，
谷垣委員，松本委員，安澤委員，安田委員
- 4 内容

【事務局】

おはようございます。それでは定刻となりましたので只今から，第6回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

委員の皆様には，大変お忙しい中，早朝からご出席頂き，誠にありがとうございます。

それでは，開会に当たりまして，京都市を代表致しまして，山岸吉和文化市民局長からごあいさつを申しあげたいと思います。

【山岸文化市民局長】

おはようございます。京都市文化市民局長の山岸でございます。

人権文化推進懇話会の開会に当たりまして，京都市側から一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

桜の便りが届くかと思いましたが，風は冷たいということで，年度，季節の変わり目という感じがいたしております。そういう年度末の大変お忙しいなか委員の皆様方には懇話会に御出席いただきまして，誠に有難うございます。また，日頃から，京都市の人権行政に多大のお力添えを賜っておりますことを心から御礼を申し上げます。

京都市では，日々の暮らしのなかに人権を大切に，尊重し合う習慣が根付いた「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指し，人権施策の推進のための取組を進めているところでございます。

一方，我々の生活のまわりを見てみますと，児童，高齢者への虐待といった問題，さらにはインターネットを使った陰湿な書き込み，最近ではストリートビューといった新たな問題も発生してきております。そういう意味で，我々行政側にいるものといいたしましても，そういう情勢に敏感な対応をしていかなければならないというように思っております。

またこういうときだからこそ，京都市が定めております人権文化推進計画，これを着実に進めていくことが必要であるということを改めて感じているところでございます。

皆様方にはこの計画に掲げました人権に関する施策につきまして，幅広い視点から客観的な評価を行ってきていただいたところでございます。さらに，これまで市民意識調査の調査項目，また計画の進捗，さらには人権レポート等，具体的な事業内容についてもさまざま貴重なご意見を頂戴したところでございます。

本日の会議におきましても、委員の皆様から人権施策全般についてご意見を賜りたいと存じております。

今日の議題につきましては、次第のとおりでございますが、京都市のこの一年間、人権にかかわる最も大きな取組といたしましては、「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」であろうかというように思っております。3月6日に報告書を市長に提出頂きました。本日は、その内容につきまして御報告させていただきたいと存じます。

また、人権文化推進計画の各重要課題の中から、障害のある方、感染症患者等に関する課題を取り上げまして、担当所属の方から進捗状況等についてご説明をさせていただきたいと存じます。

この他にも、それぞれの人権課題を所管しております担当部局からも出席させていただいておりますので、委員の皆様から、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたしまして、懇話会開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

それでは懇話会の以下議事進行につきましては、安藤座長にお願いしたいと存じます。安藤先生、よろしくお願い致します。

【安藤座長】

座長を仰せつかっている安藤です。委員の皆様にご挨拶をさせていただきます。

先ほど局長のご挨拶にありましたように、人権というのは、行政のあらゆる分野に関連する問題ですので、私もできるだけ多くの部局の方にご出席頂きたいととくにお願いしました。今日はそれにこたえて頂いておりますので、委員の先生方も、あまり限定的に考えず、お気づきの点はもう全く御遠慮なく、問題を適宜ご質問あるいはコメントを頂けたらと思います。

次第に沿って進めたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは事務局の方から資料と議事内容の説明をお願いします。

【事務局】

それではお時間を頂きまして、本日お配りさせて頂いております資料と本日の議事内容について、簡単にご説明させていただきます。

まず、資料についてご説明します。議題・報告の(1)のAに対応するものと致しまして、資料1の京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書という、かなり分厚い冊子でございます。

そして、色刷りの2つの資料がございます。資料2の「京都市人権相談マップ」、それと資料3の「京都市人権レポート」というようになってございます。

そして人権文化推進計画の各重要課題について、資料4と致しまして障害のある方に関する重要課題の進捗状況、それと資料5と致しまして感染症患者等に関する重要課題の進捗状況、これらを付けさせて頂いております。

それと資料6と致しまして、この懇話会の21年度のスケジュール表です。横長の1枚ものでございます。これをお配りさせて頂いております。

もし、資料等で不足等ございましたら、事務局の方までお申し付け願いたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、引き続き簡単に議題内容につきましてご説明させて頂きます。

まず、1つ目の同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書についてでございます。これは前回もご報告させて頂き、また冒頭局長の方からもご挨拶でふれさせて頂きましたが、市民の同和行政に対する不信感を払しょくし、真の同和問題の解決を図るためということで、昨年3月に委員会を設置したものでございまして、1年間の間に6つの検討項目、更には今後の行政の在り方についてご議論、ご結論を頂き、この3月6日にこの報告書が市長に提出されたものでございます。本日はその報告をさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、2つ目は人権相談マップと人権レポートです。これにつきましては、前回のこの懇話会の中でもいろいろご意見を頂いておりますので、それを踏まえて修正、見直しをさせて頂いております。議事の中でご紹介させて頂きたいと思っております。

それと、議題(2)と致しまして、人権文化推進計画の各重要課題ということで、先ほど申し上げました障害のある人については障害保健福祉課から、そして感染症患者等については保健医療課から報告をさせて頂きますので、いろいろご意見を賜りたいというように存じております。

そして最後に、21年度のこの懇話会のスケジュールについてご説明させて頂きたいと思っております。

概要については以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございました。それではこれから議題に入ります。今申し上げたとおり、第一番目、資料1の京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会の報告書ですが、これは分厚いものですし、委員の方にはあらかじめお配りしておりますので、一応目は通して頂いているということで、できるだけ重点的にご報告をお願いしたいと思います。それではお願ひします。

【事務局】

それでは、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会の報告書について御説明申し上げます。

お手元にお配りの資料1を御覧頂きたいと思います。

先ほどからご説明しておりますとおり、3月6日に報告書を頂いてございます。

報告書の1ページを御覧頂けますでしょうか。

既にこれまでにご説明しておりますけれども、この総点検委員会は、地対財特法の期限後、すなわち同和行政終結後も残る課題、それから今後の行政の在り方について、総点検をし、必要な改革、見直しを行うために設置したものでございます。設置に当たりましては、本市から委員会に対して、自立促進援助金制度の見直し、コミュニティセンターの在り方、改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方、崇仁地区における環境改善、市立浴場等の地区施設の在り方、市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方についての6つの検討項目についての審議と、それらを通じて、同和行政終結後の行政の在り方そのものについて、1年以内に結論を頂くということをお願いを致しました。

報告書の最後の方ですけれども、44ページ、45ページをお開き願えますでしょうか。

これを受けまして、総点検委員会におきましては、平成20年4月以降、15回の委員会と、自立促進援助金制度に係る3回の専門委員会を開催し、地区施設等の視察も順次行いながら審議を重ねて頂きました。45ページの中ほどにございますとおり、委員会の傍聴者は延べ409名、頂いた意見書は93通にのぼります。また、あらかじめ(2)のところに記載致しました5団体から、委員会の検討項目に係る意見書の提出をお願いするとともに、(3)、(4)に記載のとおり、2回に渡って、関係団体からの説明や、傍聴頂いた方からのご意見の聴取等を行っております。

報告書の1ページにお戻りください。

中段以降、なお書き以下の部分でございますけれども、委員会の運営に当たりましては、市民の不信感を払拭するという観点から、従来、ともすればタブー視されがちであった同和問題について、すべての委員会の審議を公開で行うとともに、資料や議事録につきましても、委員会の事務局でございます私ども人権文化推進課のホームページにおいてすべて公表するなど、徹底的にオープンな場で、透明性の高いご議論を頂くように致しました。具体的には、審議に幅広い市民意見を反映させるために、委員会の傍聴者から御意見をそのつど書面で提出頂く仕組みを設けたり、委員会資料等を掲載致しましたホームページを通じて、随時、市民からの御意見をお受けする仕組みを設けることによって、多くの御意見を頂くことができました。更に、5つの関係団体等から、各検討項目に対する御意見を頂くとともに、第2回、第13回において、説明や御意見を伺う場を設けております。

次に、3ページ以降でございます。各検討項目の審議結果でございます。簡単に御紹介をさせていただきます。

まず、同和奨学金に伴いましてその返還の際に返還額に見合う金額を補助金として給付してまいりました自立促進援助金制度の見直しについてでございます。

この自立促進援助金制度につきましては、制度創設当時の意義、役割等は認めたくえで、5ページから8ページにかけてでございますけれども、援助金の支給を停止をした平成19

年度から同制度を廃止をし、同和奨学金の返還と免除というわかりやすい制度に改めるべきである、新たに奨学金返還困難な方に対する返還を免除する仕組みを設けるべきといった具体的な見直しの提言を頂きました。

この自立促進援助金制度につきましては、前回も少し詳しくご説明を致しましたけれども、この自立促進援助金を無審査で一律に支給をしてきたということの一部について違法であるという判決が確定したことを受けまして、今後の在り方について審議をお願いしたものでございます。この自立促進援助金制度については、そういった事情からとりわけ対応を急ぐ必要があるということで、昨年8月にこの件については中間報告を頂いてございます。本市はそれに基づきまして、11月の市議会に奨学金の債務の取扱いに関する条例を提案し、可決を頂いて、現在奨学金を借りられた方に対するお詫びと説明を順次、進めているところでございます。

次にコミュニティセンターの在り方についてでございます。

13ページを御覧頂けますでしょうか。ここでも、コミュニティセンターの前身でございます隣保館、それから平成14年度以降はコミュニティセンターという位置づけに変わってまいりましたけれども、それらが果たしてきた役割を認めたいと、第2段落、第3段落のところでございますけれども、長年にわたる施策が一方では住民の行政に対する依存や、あるいは市民から見たときにやはり旧同和地区のための「特別な施設」とであるという印象などの様々な課題を生んで、そのことが市民の同和行政に対する不信感を招いていることも事実です。現行のコミュニティセンターにつきましては、たとえばその大事な基幹、軸でありました生活相談につきましても、最近の件数を見ますと、1か所あたり1日平均1.8件、その内容につきましても以前は生活に関する切実な相談が多かったのですけれども、最近では市営住宅に関する駐車場の問題でありますとか、行政機関のどこへ聞いたらいいかわからないといった、苦情や問い合わせといったものがほとんどになっております。そういう実態を踏まえまして、現行のコミュニティセンターが従来形態のまま存続する必要性はなくなっていること、したがって、同和問題の真の解決を図るためにも、これまでのコミュニティセンターの役割は一旦終結をさせ、今後の在り方については、市民参加等でより幅広い市民のための施設となるように転用を図っていくべきであるという内容をまとめて頂いてございます。

本市では、この委員会において、昨年10月、このコミュニティセンターの在り方についての方向性が「まとめ(骨子)」という形で確認されたことを踏まえまして、本年度末をもってコミュニティセンターに配置をしてございます京都市職員を引き上げたうえで、その運営はNPO等の民間にお願いをして継続をし、その間に市民参加で今後の在り方を検討したうえで平成22年度末をもって現在のコミュニティセンターについては廃止をしようという条例改正案をこの2月市会に提案をし、全会一致で可決頂いたところでございます。従いまして本館等の施設につきましては、この2年間で新たな行政需要等のマッチング等を図りまして、全市的な観点から様々な市民活動を支援する施設等へ転用を図ってまいり

ます。

次に、改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方についてでございます。

報告書の16ページを御覧頂けますでしょうか。

(5) 今後の在り方としてでございますけれども、まず、アの管理・運営につきましては、改良住宅というものは半永久的に親から子、子から孫という形で権利として継承されていくべきものではないとしたうえで、現在の入居の実態を把握をし、真に住宅を必要とされる方に提供されるようにすべきなどとしております。そのうえで、次のページでございますけれども、イの建て替えにつきまして、単にこれまでと同様に老朽化した改良住宅につきまして、新たな改良住宅を建て替えるというのではなくて、民間活力等の活用も検討したうえで、様々な方が入居できる多様な住宅の供給を促進すべきなどとまとめて頂きました。

次に、崇仁地区における環境改善についてでございます。

19ページの下のほうを御覧頂けますでしょうか。

(5) 今後の在り方についてでございます。

まず、アの住宅地区改良事業の早期完了のために、北部第三、第四地区において、引き続き、住宅地区改良事業によって事業を進めるとともに、事業用地が現在分散・点在している状態にございますが、これらの事業用地を集約することが現行なかなか難しいことから、事業の早期完了のために、新たな手法として、土地区画整理事業の換地手法を活用するなど、有効な手法を導入すべきであるとしております。

また、イ 今後の崇仁地区のまちづくりにつきましては、引き続き事業を進める一方で、崇仁地区の京都駅に近接した立地というものを生かし、未来の京都を見据えたまちとなるような活用の検討、これらを含め、京都らしさや風格を備え合わせた、誰もが訪れてみたい、夢のあるまちづくりの視点で、北部地域全体を視野に入れた将来ビジョンを検討すべきであるとしております。そのうえで、市民の方やこれまでパートナーシップで取り組んで参りました地元まちづくり組織に加えまして、学識経験者、行政等が参加する新たな検討委員会を設け検討すべきであるとしてございます。

次に、地区施設についてでございます。まず市立浴場についてでございますが、23ページを御覧ください。市立浴場は、現在でも改良住宅の大部分、9割近くに浴室が設置されていないという実情、また、高齢者や障害のある方の利用が多いという実情を踏まえまして、当面は、存続が必要としたうえで、将来的には、まちづくりの進ちょくに応じてその在り方を見直すべきであり、また、運営における市の関与の必要性についても検証していくべきであるとしてございます。

なお、現在、民間浴場とは120円の入浴料金の格差がございますが、この格差を設ける合理的な理由が現在では見当たらないことから、激変緩和を行いつつ、早急に民間浴場と同一料金とすべきであるとしてございます。

次に学習施設の在り方につきまして、25ページを御覧頂けますでしょうか。

こちらも (5) 今後の在り方についてでございます。

まず、アのソフト、事業につきましては、現在、必要な授業は、教育委員会の方針と致しまして、すべての小学校、学校でやりきるというスタンスで臨んでございます。従いまして、学習施設としての本来の使命を現状では終えており、その機能は終結させるべきであるとしたうえで、いわゆるハード、建物ですけれども、こちらにつきましては、立地条件等に留意をしたうえで、現在不登校児童生徒の活動の場として活用しているところがございますけれども、そういった事業を踏まえつつ、他の旧同和地区内に存在するその他の地区施設とも合わせて、市民参加の手法も活用しながら、全市的な観点から多様な活用方法を検討していくべきであるとしております。

次に、保健所分室の在り方については、28 ページでございます。こちらも、(5) 今後の在り方についてでございます。

保健所分室では、従前旧同和地区が住環境が劣悪で、感染症などが流行しがちであったといったことから分室を置いて健康相談等に応じておりましたけれども、近年の相談実績を見ますと、こちらコミュニティセンターにおける生活相談同様、件数が非常に少なくなっており、また内容的にも保健所分室で実施する必要性はなく、保健所の本体における相談や地域包括支援センター等の活用で十分対応していける、むしろそちらで対応していくべきであるとしたうえで、その施設につきましては、学習施設やコミュニティセンター同様、それぞれの立地条件等に留意する中で、様々な活用方法を検討していくべきであるとしております。

次に、人権教育・啓発の在り方についてでございますが、30 ページをご覧くださいでしょうか。(4) 見直しの視点というところですが、差別意識というものが自然に解消されるものではなく、行政と市民が共に不断の努力を続けていく必要があるということを再度確認したうえで、次のページの (5) 今後の在り方として、市民との協働による推進に重点を置くべきであるなどとまとめて頂いてございます。また、冒頭に安藤座長の方からもふれて頂きましたけれども、人権の尊重というものがあらゆる行政の基礎であるといったことから、京都市職員の資質の向上も必要であるといったことなどがふれられてございます。

以上が各検討項目の審議のまとめでございます。

次に、これらの検討を通じて、今後の行政の在り方について 33 ページ以降で提言を頂いてございます。ここでは大きな 1 として、同和行政の成果と課題、そして、34 ページの法期限後の現状認識、このあたりを踏まえまして、やはり点検をした結果、適切な時期に適切な見直しが行われていなかった、あるいは市民から見て、同和行政、同和問題にかかわる行政が、閉ざされた場で行われてきた感が強いといったまとめをしたうえで、今後の行政の在り方について、3 今後の行政の在り方についてとしてまとめて頂いてございます。

ここでは、今後の行政の在り方について、行政の刷新と市民との協働、同和行政の成果

の活用という3つの柱を提言頂きました。

さらに、そのひとつ目の柱の行政の刷新につきましては、さらに3つの柱として、オープンな行政、オーディナリーな行政、行政の行政依存からの脱却ということを提言頂きました。

まず34ページの下のほうでございますけれども、オープンな行政、つまり開かれた行政でございます。あらゆる市民の共感と理解を得られるものであるためには、広く市民に開かれたものであること、施設や施策が広く市民全体を対象とし、市民全体が利用できるというだけではなく、その施設や施策の実施状況、運営状況等に関する情報も、広く市民にわかりやすく公開されていることが必要であるとしております。

そして行政の刷新の2点目、オーディナリーなところなんです。35ページの下の方でございます。オーディナリーとは、あらゆる意味において特別ではない、普通の行政ということでございます。

これも、市民の共感と理解が得られるものであるためには、特別なものではないということが必要であるということで、かつてはその旧同和地区がとりわけ集中的な取組を要する状況にあったことから、特別施策が実施をされてきたところでございますけれども、現状では旧同和地区のみをとりあげて特別な対応をする必要はないという現状を踏まえまして、市民から見て、特別ではない、必要なことは普通の行政として取り組む、こういった姿勢が必要であるということでございます。

そして3点目の、行政の行政依存からの脱却というのは、言葉は少し難しいのですけれども、たとえば、いろいろな課題を点検していくなかでひとつとして、自立促進援助金制度の見直しに関してですが、国庫補助金を活用したいというところから、今となって見れば少し無理のある制度を構築したといったようなことです。従いまして、その行政自身が国の制度、補助金等に縛られてしまうといった傾向があったのではないかと、あるいはその行政自身の過去の前例、慣例の踏襲にとらわれて、つまり既存の制度等にとらわれて、その時期その時期のニーズに沿っていない画一的施策を慢然と継続してきた面があったのではないかと、ということから、今後はそうしたことがないということを常に検証する必要があるといったような内容のことをご指摘を頂いてございます。

そして最後に、39ページでございますけれども、こちらに報告書全体を通じて付言すべき事項等がまとめられてございます。まずは京都市におけるこれまでの同和問題に関する行政が市民に閉ざされたものであったことを率直に反省をして、今後市民に開かれたものとなるよう、行政が刷新されることが何よりもまず必要であるとしております。

またそのうえで、京都においては、同和問題を抜きにして人権問題は語れないこと、特別施策としての同和対策事業、同和行政の終結が同和問題の解決を直接意味するものではなく、今後とも行政の重要な課題の一つとして、一般施策として取組が必要であるとしてございます。

また、この報告において見直し、改善を要するとされた事項につきまして、京都市が速

やかに見直し、改善を実施すべきことはいうまでもございませんけれども、この総点検委員会が、単に施策や施設の廃止を求めているのではなくて、特別であると受け取られるような状況をなくして、必要なものは普通の行政として実施されることを求めているのだということを改めて述べてございます。また見直し等の過程におきましては、地域住民や市民等の意見を十分反映させるとともに、従来 of 施設、施策の対象者に対する十分な周知、丁寧な説明等の配慮、それからとりわけ一定年齢層以上の世代の方が、長年にわたって過酷な差別を受けてきたがゆえに、長期間特別施策を必要としてきた、といったことも十分留意すべきであり、高齢者など社会的に配慮を要する市民の実情を踏まえた十分かつ丁寧な配慮を強く要望するものであります。

そして、最後の段落のところ、この見直し、改善の視点というものが、広く行政全般に共通することも多く、京都市において、今後、あらゆる行政分野において、この報告の視点を踏まえ、見直し、改善を実施することにより、よりよい市政を目指すことを併せて期待するというものでございます。

大変長くなりましたけれども、以上が報告書の内容でございます。

【安藤座長】

どうもありがとうございます。報告書そのものが大部で、もうすでに中間報告を頂いておりますけれども、いろいろな具体的な問題が出ておりますから、委員の皆様、ご遠慮なく質問ないしコメントがありましたらお願いしたいと思います。どの部分を問題にされているのかということをお聞きしたいと思っております。

【坂元副座長】

それでは、この報告書を拝見致しまして、その報告書の中の 5 番目の、市立浴場等の地区施設の在り方について少し意見を述べさせていただきます。

この報告書の中でも指摘されておりますように、現在 13 の市立浴場があるということですが、他方で、改良住宅の 87%には浴室がない状況があり、こういう状況の中で、いわゆる入浴介助機能を備えた専用浴室のある市立浴場がまだ 2 か所しか存在をしないということです。ところが現在利用者の多くがこの報告書によりますと高齢者や障害を持っている方であって、こうした同和地区の住民の利用が非常に多い状況があるということです。市民の方々のご理解を得ながら、こういう利用実態を踏まえて特別なものではなくて必要な施設として、この入浴介助機能を備えた専用浴室を 2 か所ではなくてももう少し増やすことができないのかどうか、このあたりをお聞きしたいと思います。

【安藤座長】

お願いします。

【事務局】

ありがとうございます。市立浴場の議論につきましては、総点検委員会の中でも坂元副座長がご指摘の点についてご議論がありました。やはりこういう地域サービス、地域振興、あるいは福祉サービスの向上を図る中で、魅力ある市立浴場として、今後もそういう事業を推進すべきだというようなご議論も頂いております。その方向で施設を拡充するという形もあるのですが、いまある浴場をもっと有効に活用していきたい、たとえばデイ銭湯というのでしょうか、昼間あいてる間に民間の福祉施設等がご利用頂けるといった形で活用の幅を広げていきたい、というように考えております。

【安藤座長】

ありがとうございました。他の委員の方、どうぞご発言をお願いします。

【栗本委員】

啓発に関して発言することが期待されていると思いますので、啓発について発言します。おわりに、にあるように、見直し自体が目的ではなくて、同和問題の解決が目的であるということがこの冊子、報告書に述べられています。同和問題の点から2点思うのですけれども、ひとつは、やはりこの間いろいろな見直しがされてくるなかで、もう同和問題についての取組はいいのだというような認識というのが一般的に持たれがちだと思いますので、もう市は施策をしない、つまり問題が解決したというような認識にならないようお願いいたします。進学率であったりとか、そういったところは解決されたと思うのですが、まだまだやはりいろいろな数値とかで出てくるようなところもあるのではないかと、この冊子の中にも出てくる、真の同和問題の解決ということを目指す中で、まだ残っている課題というのは何なのか、その解決のために、必要な啓発は何なのかというようなところをもう少し踏み込んで、今後具体化されていくことを期待したいというのが1点です。もう1点はそれともかかわることなのですが、今までの取組ということについて、行政に関してかなり反省するといった書き方が特色として多いのですが、その結果としてやはり市民の方々の中にいわゆる逆差別的な感情とかというのが生じてしまっている部分もあるので、そこについてはかなりまだ積極的に解消していくような手立てが必要なかなというように思います。同和問題についての啓発という点については、今後は、過去の厳しい差別について学ぶというよりは、今後の解決というのがどういうものなのかということや、従来の施策の中での取組ということがどんな成果をあげて、どんな課題を残してきたのかということ、やはりきちんと整理することができること、具体化されることを願います。今回この冊子の中では、啓発についてわりと広く全般に人権というようなトーンでの書き方になさっていますので、少しその辺にも力点、強調されることを期待したいというように考えております。

【安藤座長】

ありがとうございます。もし市の方で何かありましたらどうぞ。

【事務局】

この冊子の最後のページ、39ページの、終わりにというところをご覧願います。いわゆる法が切れたということをもって、特別施策としての同和対策事業、すなわち同和行政は終結したのですけれども、そのことが、同和問題の解決を直接意味するものではなく、今後とも人権行政の重要な課題の一つとして、一般施策として市民の理解と共感を得ながら積極的な取組が必要であるというように触れております。今先生が言って頂いたように、ことにいわゆる逆差別といいますか、そういう意識をもたせないように、ここでもふれていきますように、オープン、オーディナリーといいますか、開かれた、あるいは特別でないという、そういった一般施策として、市民の理解と共感を得られるような進め方をしていく必要があります、その中に啓発も位置付けていきたい、いま言って頂いたような同和問題もその重要な課題の1つとして位置づけていきたいというように考えております。

【安藤座長】

ありがとうございます。ほかにご意見ありましたらお願いします。石元委員，どうぞ。

【石元委員】

先ほどの栗本委員と重なる点が多いのですけれども、人権教育・啓発の何が課題かということ。たとえば29ページの下から2行目なのですが、市民の間で人権尊重の意識は着実に定着しつつあるものの、差別意識は今なお厳然として存在し、同和問題に関しては戸籍謄本の不正取得などが見受けられるというように具体的な内容が上がっているのですね。一方、36ページの2行目なのですが、しかしいまやかつての劣悪な環境は大きく改善され、同和問題に対する市民の意識、認識も着実に深まりとなっています。特別施策はもう必要はないけれど、一般施策としてやっていけない課題があるというのはわかるのですけれども、同和問題に対する市民の認識も着実に深まりということになりますと結局何が今課題なのかということがもうひとつ見えてこないのですね。

大学で部落問題を教えておりますが、学生に部落のイメージを聞きますと、暗い、貧しい、閉鎖的という3つのことが、3点セットで出てくるのですね。それと、たとえば血族結婚が多いというのです。血筋が違うんだ、というのですね。ですから実態とかけ離れたイメージを持ってしまっていて、詳しく聞いてみると、受けてきた教育のなかで、たとえば結婚差別が厳しいというようなことを聞いたりしているのですね。実際はどうかというと、結婚に関する反対というのはありますけれども、祝福されて結婚するケースというのがどんどん増えてきまして、必ずしも結婚に際して皆が反対を受ける訳でもないのです。それなのに何か強く差別されていて、だから部落民同士の結婚が多いのだらうという、今

は非常に少ないんですけれども、何かそういったイメージを持ってしまっているんですね。それと、さらにはどんなことを習ってきたのかと聞くと、部落問題に関しては、江戸時代の身分制度を習ったくらいでおわったというのです。部落の人たちというのは、江戸時代の賤民身分の子孫の人がずっと固まって住み続けている、そういった非常に閉鎖的なコミュニティなんだというイメージを持ってしまっていて、実際の部落の実態と全くかけ離れたイメージを持ってしまっているんですね。やはり今後の啓発、あるいは教育で、そういった一面的な実態に基づかないイメージをどう崩していくのかということが大きな課題だと感じております。この報告書で特別施策は終結するというのは非常によくわかるのですけれども、具体的な啓発、教育の方向が、やはり示されるべきだったかなというような感想を持ちました。

【安藤座長】

ありがとうございました。行政は中央、地方とも、どうしても何かルールがあるとそのとおりにされます。そこからはなれる、自由に実態を見るということがまあできにくいのです。私が子供のころは銭湯に行くのは普通のことでしたけれども、今はもうそれがそうでなくなっています。そうするとそれはやっぱり同和行政の分野でも、そこが遅れたのかどうかといった点が考慮されるべき重要な要素となります。今のご発言は、社会そのものが変わっているわけですから、やっぱり全体として事実を見据えてということで、この報告書はかなり具体的には書かれていますけれども、まさに石元委員いまおっしゃった、事実と建前の乖離という、そこをまず見据えて、むしろ将来へ向けてどう取り組むか、という基本的な発想がいるのではないかというご指摘だろうと思います。

もし他の委員の方で、なにかにありましたら遠慮なくお願いします。谷垣委員、どうぞ。

【谷垣委員】

失礼します。先日頂いた「あい・ゆ一第 33 号」の一番最後のページに、「刑を終えて出所した人」について、漫画入りで上手にまとめてあります。私は昔、いろいろな学校、障害児の施設に勤めていましたが、そのころ 10 年ほど一緒であったお子さんが、無事就職して頑張っていました。それがここ 10 年ほどずっと連絡がなかったのです。そのあとどうかという、いきなり刑務所の中から、今こうこうでこういうところにいるんだという、そういう電話が入りました。その後、ほとんど 2 月の 1 度くらい、何かいろいろと刑務所の様子も知らせてくれます。その中でびっくりしたのは、刑務所の中で、先ほどから出ているような、入っている人同士が、その出生の秘密だとか生い立ちとかそんなことをとりあげて、そしていろいろやられる、やられてきたと、そのような話をしていました。その電話の主も、あんまりプライベートになるので個人が特定できることはもちろん言いませんけれども、もう 1 つ言いますともう両親はわからない、本当にたよれるものがありませんでした。先ほどから出ている啓発の問題にも関連するのですけれども、やはり差別偏見、

それがこんな刑務所の中にまで持ち込まれているのかということで、本当にびっくりしました。そしてなぜ刑務所まで入ってしまったのかといいますと、やっぱり人権とかいろいろいいながらも、やはり差別偏見で、結局はもうその子がいたたまれないようになってしまったのです。そして喧嘩に発展して、そうしたらもうその暴力行為をとらまえておまえはあかんというようなきめつけがされてしまいました。少々知的障害がありましたので、上手に弁解できません。一方的におまえはこういう理由で刑務所に入ってもらえと言われる通り、10年ほど入っていますというのです。暴力行為ということなのですか、相手から侮辱されたから、それにもう言葉で十分返せないからつい暴力になったのだと、それはもう十分認めるという、そんなところまでもたまらないということをおっしゃられました。さらに、それが刑務所の中でまた何かのおりにみんながそういった出生の秘密まで語り合っているのだという、そんな状態がある、そういう意味では、まだまだ人権教育、啓発の問題について、何かまだ不十分ではないかなというような気もしております。以上です。

【安藤座長】

ありがとうございます。人間は自分の弱みをつかれると、もっと弱い人を見てそれで自分を満足させるということがあります。これはもう一生涯注意していないと我々について回る問題なので、教育啓発の場合はそういう視点も含むようにというご指摘だと思います。

もうこれだけはいっておきたいということはおっしゃいませんか。もしないようでしたら、このあとも割合テーマが詰まっていますのでまた書面等で、他の議題とも同じように事務局に送って頂けたらと思います。

それから今日、康委員は学校の終業式で、やむをえずご欠勤なのですが、書面でご意見を頂いていますので、事務局の方が配ってくれています。ご参考に、いままでのご指摘と重複する部分があるのですけれども、見て頂けたらと思います。

それでは次の議題に移ります。資料2の「京都市人権相談マップ」と「人権レポート」について事務局の方からお願いします。

【事務局】

それでは資料2と資料3でご説明をさせていただきます。

まず資料2の方の「京都市人権相談マップ」でございます。

この人権相談マップは、昨年度はじめて人権文化推進計画に基づいて作成をさせていただきました。昨年度の作成にあたりましては委員さんのご意見を踏まえて作成し、前回昨年度のマップを見て頂きましてさらにいろいろご指摘を頂きました。その昨年度のご指摘の点につきまして、今回盛り込みまして、第2回目となりますけれども、今年度発行することになっております。今現在カラーコピーで配らせて頂いておりますが、今年度末にまた市の方の組織改正が予定をされておまして、それを反映させていきたいと思っております。今カラーコピーでございますけれども、この3月末には、正式な、きちんとしたもの

を作って各区役所と、相談機関等に設置をしていきたいというように思っております。

構成につきましては、前回昨年度の部分と大きくは変わっておりませんが、まずページを開いて頂きますと、左側の2ページのところに市内の地図をつけまして、どこにどの相談機関があるのかということ番号で紹介しております。この人権相談マップにつきましては、男女共同参画、子ども、高齢者などの課題ごとに色分けをし、本文及び目次に記載されております課題の名称部分について、この色分けを使用して課題ごとの区別が付きやすいようにしております。ご指摘により今年度は地図の方の番号にも同じようにこの課題ごとの色を付かせて頂きました。この地図の番号につきましては、3ページの目次のところの相談先の名称のところにも同じ番号を付け、市内の地図と照らし合わせて案内、確認できるようにしておりますが、この目次のところの○の番号も今は白ですけれども、発行の際には同じ色を付けて区別をしたいと思っております。前回のご意見を受け、この市内の地図と目次の双方に付されております番号に課題ごとの色を付ける対応をさせて頂くこととしております。

それから目次のところに大きく市の市政情報総合案内コールセンターについて、これはいつでもコールとも言っておりますが、そのご案内を載せさせて頂いております。京都市にはいろいろな相談機関がございますけれども、ここに聞けばたいしたことほどの相談機関に確認すればいいか教えてもらえるといいですか、ご案内をさせて頂いております。どこに相談をしていいかわからない場合にはここを利用して、次の専門機関につなげて頂くという意味で、これを載せておくべきというご指摘でございましたので、目次のところに載せさせて頂いております。

それからページを繰って頂きまして、4ページ、5ページでございます。男女共同参画、それから子ども、高齢者となっておりますが、前は子どものところに種別ごとに記載しておりますカッコ書きがございました。前回も子どもの部分の中で、種別ごとに分けてはいたのですが、どういう分け方になっているかわかりにくいというご指摘でございましたので、児童福祉と教育相談という表現で、カッコ書きで補足をしております。さらにもうひとつページを繰って頂きますと、障害のある方の相談機関を複数書かせて頂いておりますが、こちらにもご意見を踏まえまして、身体障害、知的障害、精神障害という表現で分けをわかりやすく表示させて頂いております。

それからもう一つ、今のページの右の方ですけれども、外国人、外国籍市民の方のところ、前回ご指摘が1点ございましたのが、この京都市人権相談マップそのものについて、複数の外国語のものを作ってもらえないかということのご要望でございました。全てを何ヶ国語かにして発行ということは、引き続きの検討とさせて頂きたいのですが、国際交流協会について、これは国際交流会館の方なのですけれども、ここを中心に外国人の方々の相談を受けておりますので、そのご説明を4ヶ国語表示でということ、電話番号、ホームページアドレス、メールアドレスといったものを入れさせて頂いております。

それと、この京都市人権相談マップそのもの自体をホームページに載せてはどうかとい

うことでご意見を頂いておりましたので、前回についてもすでにホームページには載せております。今回につきましても正式に発行すると同時にホームページにも出させて頂く予定でございます。

資料2につきましては以上でございます。

続きまして、資料3の「京都市人権レポート」でございます。

これについては、平成18、19、20年度の発行ということで、3年目、3回目になります。構成につきましては、大きくは人権文化推進計画におきます柱たてに沿い、教育啓発の柱、それから人権保障の柱、それと相談・救済の柱ということで、3つの柱だけで構成をしております。これは3回とも同じでございます。なお、今回は、例えば「気づく学ぶ」に「ツラッティ千本」「柳原銀行」を載せておりますけれども、これはいわゆる人権全般をひろくはとらえているのですが、とくにかかわりの深い同和問題についてのこともさせていただいておりますので、同和問題を含めてのご紹介になっております。さらにその右に認知症安心サポーターという記載がありますけれども、これは高齢者の問題に関する紹介となっています。人権文化推進計画の中に9つの重要課題を掲載しておりますが、この重要課題それぞれに対して何か1つはご紹介させて頂いているというような構成に変えております。

表紙の方につきましては、いろいろな年代の市民や、男女の市民についてイラストで載せております。前回のイラストについては、前回の懇話会で、女性がみんなスカートをはいているのではないかと、色づかいにしても男性は青くて女性は赤いというような固定観念に基づいたものになっているのではないかとというご議論、ご指摘を頂きました。これを踏まえまして、本年度のイラストの服装及び色使いについてはご指摘に沿うよう対応致しております。

この資料2、資料3につきましては、先ほども申しましたように、3月末には作成致しまして、それぞれの専門機関等に配布して、市民の方々にお配りをする、あるいはホームページでアップをすることで周知の方を考えておりますので、よろしくお願い致します。説明につきましては以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。だいたい前に出た意見は取り上げてもらっていると思うのですが、さらにこの点はということがありましたらご質問、コメントをお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

【坂元副座長】

資料2の人権相談マップは大変わかりやすくなっていると思います。ただ、前回気づかなかった点があるなと思った部分をご指摘させていただきます。この資料2の人権相談マップの10ページのホームレスのところですが、主な相談分野としてホームレス無料法律

相談というものが掲げられています。そしてたとえばこんなときにご相談くださいということで、借金の整理など法律的な解決が必要な問題をかかえてお困りの方となっています。ところが、今回資料3の人権レポートを含めて頂戴した訳ですけれども、この資料3では、ホームレスの方々にとって切実な自立支援の推進のために、京都市ホームレス自立支援事業実施計画に基づいて、自立支援センターで、そういう自立支援をやっておられる。これがこちらの相談マップの方に掲載されていないのは、何か市の内部でいろいろな組織の問題などもあるのかと思いますけれども、切実感といえはやはり自立支援のセンターの部分の載せた方がいいのではないかなという感想を持ったものですから、その点御指摘させて頂きたいと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。もし何か事務の方でおっしゃることがありましたら、お願いします。

【事務局】

地域福祉課の方が所管になりますが、事務局の方からご説明をさせて頂きたいと思います。この相談マップはどちらかと言いますと自立支援が他の相談内容とそぐうのかどうかという側面があるというように思っております。そのため、他の部分との整合性を取りまして、法律相談をピックアップさせて頂いていると考えております。自立支援について人権相談マップの方にのせるのかどうかについては所管課の方とも調整をさせて頂きたいと思います。

【安藤座長】

ホームレスの人にこの人権相談マップを配るとするのは少し無理かもしれませんが、読む方が、一番切実なことが伝わるような編集としての内部的な統一はもちろんいると思います。

行政、日本の政治に一番欠けているのは、対象となる人の立場で考える視点が弱いということなのです。そういうことも含めて再度ご検討頂きたいと思います。どうぞ。

【事務局】

この相談マップの位置づけとしましては、困ったときの相談窓口をご紹介するという趣旨でございまして、そのためここにあがっている無料法律相談を挙げているのですけれども、たとえばこんなときにご相談くださいというフレーズがございますので、そのなかでこういう自立支援の施策も行っているということを付け加えさせて頂くといったことでの対応を考えたいと思います。

【安藤座長】

栗本委員，どうぞ。

【栗本委員】

今の当事者の方に届けるという点でいうと，外国人，外国籍市民という部分では多言語の対応をされるということであったとおもうのですが，それ以外のところで，子どもと，あととくに知的障害の方については，冊子全体でなくても，その該当する部分だけでもなにかわかりやすい形のものがあるといいのかなと思います。知的障害の方の部分については，財産相続などを書くのではなくて，こういうことで困ったときにというのをわかるような表現で書いたものでないと，当事者の方が実際相談で利用するのは難しいのかなというように思います。

子どもについても同様なのですが，お尋ねしたいのが，16ページの子どもの人権110番の相談電話もありますというところです。これは子ども自身がかかるものなのかどうかということをお尋ねしたいのです。といいますのは，やはりいじめなどの問題がいろいろある中で，大阪市の教育委員会は，2.3年前から24時間の子ども，いじめの電話相談などの対応をしているはずですが，たぶん京都市の教育委員会でもそういった子ども向けの相談などをやっていらっしゃるのではないかと思います。やってらっしゃるのであればそれは是非載せて頂きたいし，それが子どもに伝わるようにしてほしいと思います。どうしても，子どもについては保護者の方に向けて，子どものことで何かお悩みだったらという形になるのですが，子ども自身が利用できる相談窓口というのが何かないのか，あればぜひそれは子どもたちに伝わるような形で記載されているといいなと思います。この冊子の中で振り仮名を付けたりとか，またはこの冊子とは別に，発達障害者の施設，子どもが利用する施設だけでも何かそういうことができないのかなというように思いました。

【安藤座長】

ありがとうございます。お答え願います。

【学校指導課】

失礼します。子どもに対して，直接，いじめ等ご相談できるようなところがないのかという御質問ですが，いじめ相談ホットラインというのがすでにありまして，子ども一人一人に連絡先を記載したカードをお渡ししております。

【栗本委員】

学校とかですか。

【学校指導課】

ええ，学校を通じてです。

【安藤座長】

ありがとうございます。はい，どうぞ。

【石元委員】

資料3ですけれども，休日の HIV 検査，抗体検査なのですが，ここに登載されております情報としましては予約制となっています。通常予約制といいますと名前を言わないといけないかなというように思うと考えられるのですね。それで，匿名で検査を受けられるということをやはり書いておかないと，行きにくいと思うのです。それと，これは保健所ではありませんのでたぶん有料かなとは思いますが，有料か無料かという情報も，窮屈になるとは思うのですけれども，入れておいた方がいいかなというように思います。それとも一方の資料2なのですが，これは人権相談マップなので検査の情報を入れなくてもいいかもしれないのですけれども，ただ HIV に感染しているのかどうか心配だという人は，やはり検査を受けたいと思うと考えられ，保健所の場合は無料でできる訳ですので，保健所だったら匿名無料で検査できるというような情報をいれてはどうかと思います。それから保健所の場合は，毎日できるところと，週1回のところや，2週間に1回のところもあります。あるいは午前中だけのところとかいろいろあります。そういう情報をこのページ，割とまだ空きがありますので，入れてはどうかというように思いました。

【安藤座長】

ありがとうございます。匿名無料というのは一行あったら十分入ります。まさに相談したい人がしやすいようにという配慮だと思います。

それではまた時間のこともありますので，お聞きになることがありましたら文書でも，あるいはEメールか何かで事務局の方へご連絡をお願いします。

それでは3番目の議題をお願いします。

【障害保健福祉課】

人権文化推進計画の各重要課題のうち，ア 障害のある方に関する重要課題の進捗状況につきましてご報告をさせていただきます。お手元の資料の4に基づきましてご報告させていただきます。

この進捗状況の説明の構成につきましては，人権文化推進計画の構成に対応する形での報告になってございます。

ただ限られた時間でありまして，少し早口の説明になるかと思っておりますけれどもお許し頂きたいというように思います。不足する部分は，あとの質疑で補って頂ければというように思います。

まず、近年の動向についてでございます。

障害のある方を取り巻く、特に法制度等などの部分につきましては、近年非常に大きな変化をしている分野でございます。以前は福祉のほかの分野と同様に、行政がその方の処遇の一から十までを決めるという措置制度というもとの、いろいろな処遇が行われておりました。それにつきましては、社会福祉全般の大きな変革の中で、利用者本位の考え方に基づいた制度に変えていくということで、障害保健福祉の分野につきましても、平成 15 年度からは、支援費制度というものに一旦移行をしました。利用者の方が自分のサービスを選択をするという、契約に基づいて選択をするという、そういうような制度に移行をしました。

その後、平成 18 年度からは、「障害者自立支援法」というような形で、それをさらに進める形での制度整備が行われました。それまで法律の縦割りと言いますか、身体障害・知的障害・精神障害、それぞれ個別の法に基づいて行われたサービスの供給等の部分につきまして、3つの障害を共通の枠組みでサービスの提供を行うという、そういうような仕組みを整えた法律が施行をされました。それに伴いまして、それまでのサービスの内容も大きく再編をされたわけですけれども、主にサービス提供の重点と致しましては、障害のある方々が、地域で暮らす、それを支える仕組みを強めるということが一つと、もう1つは、障害のある方々が働く、就労についても支援をするというようなことが重要なポイントとして、法改正を踏まえまして、打ち出されたところでございます。

そういうようなサービス提供の法律の施行に合わせて、一方では、いわゆる身体・知的・精神の3障害という古典的な障害の枠組みだけではなくて、近年いろいろな形で着目されておりました、発達障害というようなものにつきましても、新たに支援をする特別の法、発達障害者支援法が施行されました。また、先ほどの就労の強化ということにもかかわりますけれども、障害のある方々が一般企業等に雇用をされる、そういうようなものを促進するための障害者雇用促進法というものが相次いで改正をされる等の状況にもございます。また併せて学校教育法の改正によりまして、特別支援教育というようなものが制度化をされる、というような大きな動きがございます。障害のある方々をトータルで支えていく一番もとになります障害者基本法というものがございますけれども、平成 16 年に改正をされました。たとえば差別の禁止でありますとか、そういうようなものが明記をされるというような、そういう新たな動きもこの間出てきております。一番最近着目すべき点としましては、国連の総会におきまして採択されました、障害者の権利条約、日本も今は署名をしている状況でありますけれども、つい最近、その批准に向けた動きが政府内部においても少し出てきているというような報道もございます。

そういうような形で、権利条約の批准をどういう形で国内法との整合性を取りながら整備を図っていくかということが大きな課題になってくるかというように思っております。

こういうような大きな変化の中で、本市におきましては、障害のある方々の命を支え、

暮らしを支えるという、そういうような観点で、平成 15 年度から 10 年間の計画期間として設けております「障害者施策推進プラン」というものを策定をして、それに基づいて、施策を進めて参りました。ただ、この間、先ほど申し上げたような大きな制度上の変化等もございましたので、前半期間の 19 年度で折り返し地点を迎えた訳ですけれども、一旦そこで内容をもう一度精査しようというようなことで、全面的なリニューアルを行いました。お手元に今お配りをさせて頂いているかというように思うのですけれども、昨年 10 月に前半期を総括して、新たな法制度等の情報を踏まえた形での「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」正式名称としましては京都市障害保健福祉推進計画と申しますけれども、平成 20 年度から平成 24 年度、5 年間の期間としましたプランを新たに作成して現在取組を進めているところでございます。

こういうような動向の中で、現在それぞれ現状と課題がどうなっているのかということでございますけれども、自立支援法の施行によりまして、関連するいろいろなサービスも整備をされてきているわけですけれども、一番大きな理念と申しますか、先ほども少し触れましたけれども、これまでは福祉施設に入って処遇を受ける、あるいは精神障害の方は病院の中で処遇を受ける、そういうようなことが基本になっておりましたのですけれども、障害者自立支援法の理念と致しましては、地域で暮らすというような形に大きくシフトし、加えて地域で暮らしながら働くというような分野についても、きちんと仕組みをつくっていくというようなことに大きく変化をしてきているところでございます。

それに合わせて、そういうような地域生活に必要な福祉サービスを適切に利用できるように支援をしていく、あるいはいろいろな情報の提供を進めるということが肝要になってきております。

ただ一方で、障害のある方々に対する社会の方の理解と申しますか、そういうような部分につきましては、平成 18 年 11 月に先ほど紹介させて頂きました「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」を策定する前段階の取組として、障害のある方々の生活状況調査というものを行いました。お手元のプランで申し上げますと、15 ページから 24 ページに調査の概要を載せさせて頂いております。その中のたとえば 23 ページのところの下の方の表がございすけれども、これは前回も、たとえば「障害のある人に理解と関心を持つ」でありますとか、とくに「精神障害やてんかんへの理解」というような部分が非常にポイントになってくるかなというそういうような数字が見られたのです。けれども、前回調査と比べて少しは低くはなっているのですけれども、やはり精神障害に対する偏見等が依然として社会の中であるのだなということがこの数字からも伺えるのではないかと申しております。そういう意味でも今後幅広い啓発活動は取り組んでいく必要があるかなというように考えているところでございます。

次に、裏面に移りますけれども、この間の主な取組の内容と実績でございます。それぞれ分野ごとに説明をさせて頂きますけれども、まず、保育・学校教育に関する分野でございます。

障害のある児童の保育の充実ということでございます。近年、お子様が小さいときに、近年注目される発達障害も含めて、うちの子がちょっと気になるのだけれども障害があるのではないかというような相談から始まって、早期に子どもたちの療育をしたいというような親御さんが大変増えております。当然、保育の現場においても、このような観点からの保育施策の充実というものが求められている現状でございます。

平成19年度の実績につきましては、障害児保育の状況をここにまとめさせて頂いているとおりでございます。年々、我々としても充実を図っていきたいというように考えているところでございます。

また、障害のある幼児児童生徒の教育の面からの推進の課題でございます。これにつきましては、先ほど特別支援教育の話で少し触れさせて頂きましたけれども、京都市におきましては、平成16年度に、それまでの養護学校を、総合制、地域制ということで、総合養護学校に再編をしました。その後現在の総合支援学校に至っているわけですが、一人一人の児童の障害状況、発達段階に応じた教育ということで、障害種別にとらわれず教育を行うという、そういうような環境を整えてきているところでございます。

平成20年度の実績につきましては、ここにお示しをさせて頂いているような、それぞれ相談も含めた活動を行っているところでございます。

また、総合支援学校におきましては、先ほど障害者の就労の流れの強化がこの間謳われているということを申し上げましたけれども、とくに卒業後の進路につきまして、支援学校の高等部職業学科等における進路指導・進路開拓ということでこの間力を入れておりまして、実績として掲げております巣立ちのネットWORKというそういうような関係者による進路開拓でありますとか、さらには次の紙に移りますけれども、在学中から職場実習等を行って、円滑に希望就労等に結びつくことができるというような、そういうような取組として、デュアルシステムの推進というようなものにも取り組んでおります。

ここに書かれておりますように、職業学科卒業生につきましては、平成18年度、平成19年それぞれ2年連続全員がそれぞれ企業就労等を果たすという、そういうような成果を生むに至っております。

新年度の募集定員については、そういうような取組をさらに推進するということから、定員の拡大も取り組んでいるところでございます。

また、いわゆる従来の身体・知的・精神という3障害以外の、発達障害というような部分が近年着目をされているわけですが、自閉症等、当事者、家族への支援ということで、発達障害者支援法を踏まえる形で、本市におきましても17年11月に支援センターかがやきというような、相談活動プラス療育、生活指導を行う、そういうようなセンターを待賢小学校跡地に開設をさせて頂いているところでございます。

平成19年度の実績につきましては、相談支援以下、そういうような取組の実績が上がっているところでございます。

次に、啓発に関わる分野でございます。障害又は障害のある市民の皆さんに対する理解

を促進するための啓発活動として、本市では「障害者週間」を中心に様々な取組を行うことによりまして、市民の皆さんへの理解を広めるというような活動を行うとともに、平成20年度実績に掲げておりますように、いくつかの情報誌等によりまして理解を広めるというそういうような取組も行っているところでございます。

次に権利擁護に関係する部分でございます。とくに知的、あるいは精神の障害の部分で、その方々の当事者の方々の権利擁護ということが近年非常に着目をされているところでございまして、現在ある例えば成年後見制度の利用促進でございます、そういうようなところにきちんとつなげていくという取組が重要でございます。京都市では「高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」というものを設けまして関係者の皆さんのご意見等を伺いながら、権利擁護の取組を進めているところでございます。

次の、裏面になりますけれども、平成19年度の実績につきましては、ここに掲げさせて頂いているとおりでございます。

次に、精神障害のある市民の方の自立促進についてでございます。

先ほど自立支援法のひとつの理念が施設、病院から地域へというような流れであるということをお知らせしましたが、精神障害の取組につきましては、とくに病についてはもうすでに寛解状態にある、ところが社会の理解の不足であったりというようなことが原因となっていわゆる社会的入院の状態に置かれている方というのがたくさんおられます。そういう方について、それぞれ支援策を講じた中で、退院促進をして、地域生活ができるようにというような取組を進めるということが大きな課題になっておりまして、京都市では平成23年度末までに281人の方、これは平成18年現在で、それぐらいの入院されている方が地域へ移行することが可能であるというように判断した人数ですけれども、これを進めたいというように考えておりまして、2年間で84名の方が退院をされている状況でございます。

さらに、社会参加・交流の促進というフレーム、分野でございますけれども、ことにコミュニケーション支援というような観点で申し上げますと、視覚障害・聴覚に障害のある方々等のコミュニケーション手段を保障するということが重要な分野になっております。当然それぞれのコミュニケーションをつなぐ、たとえば、点訳、音訳、手話、要約筆記等というのがそれぞれの分野にはある訳ですけれども、それぞれの養成を行って、スムーズにそういうようなコミュニケーションの支援ができるようにということで取り組んでいるところでございます。

また先ほど申し上げましたように、精神障害のある方の地域での啓蒙を進めようとする、市民の方々にやはり広く理解して頂くというようなことが重要でございます。京都市では、すべての行政区にこころのふれあい交流サロンというようなものを設けまして、地域生活を進めていく、ときどき仲間もいる、生活の支援もそこをきっかけにして行って頂けるような場所として設けるとともに、市民との交流もできるという形で、運営をしているところでございます。

また、次の紙に移りますけれども、障害のある市民の就労支援ということで、この間本市におきましても、いわゆる労働行政の分野を持つてはいないのですけれども、自立支援法でございますとか、あるいは雇用促進法の度重なる改正もありますので、我々としても、障害のある方々が、働きやすい、こういうような地域社会を作っていきたいというように考えておまして、平成20年度には、今後本市がどのような行動、施策を取っていったらいいのかということで、調査、検討を実施をさせて頂きました。新年度から国、府の関係機関、また民間の企業等と連携して、推進会議を設けてですね、幅広い取組を進めてまいりたいというように考えているところでございます。

また、地域で暮らすというときに非常に重要になってきます、たとえば、まちづくりの分野でございます。これにつきましては、バリアフリー等に配慮した建築物の整備を進める、これは当然でございますけれども、そういうような取組、また交通の関係の円滑な移動をして頂くということも重要な分野でございます。この分野につきましては、平成20年度はここにあげましたように、市内の3つのエリアにおきまして、交通バリアフリーを実現するためのいろいろな構想を策定するために、地域住民の方々にも参画して頂きまして、取組を進めて参りました。

あと、ユニバーサルデザインの取組であります、これもこの間それぞれ推進をして参ったところでございます。

ちょっと雑駁な説明になりましたけれども、以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。時間の関係がありますので、引き続いて感染症患者に関する資料5もご紹介頂いて、あと4と5、まとめてご質問、コメントを受けたいと思います。だから、4のところ、メモを取っておいて頂けたらと思います。それでは、資料5に基づきご説明をお願いします。

【保健医療課】

それでは、イの「感染症患者等に関する重要課題の進捗状況」についてご説明致します。資料5をご覧ください。

まず、近年の動向でございます。

H I V患者、HIV感染者、エイズ患者等についてですが、ご承知のとおり、エイズと申しますのは、H I Vに感染することによって引き起こされる疾患のことで、H I Vによる免疫不全症候群のことを特にエイズ（A I D S）と呼んでいます。エイズは、1981年にアメリカで最初の症例が報告されて以降、現在では身近な問題となっております。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたことが、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れてきました。しかし、H I V感染症は、その感染経路が特定している上に、感染力もそれほど強いもの

ではないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学の発達と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせることが可能になっております。

平成2年には「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（通称：エイズ予防法）が施行されまして、法的に感染予防と患者・感染者の人権が守られるよう対策が執られることとなりました。その後、エイズ予防法は、平成11年に患者・感染者の人権尊重を基本理念とする感染症法に統合されました。

また、WHOは、1988年に世界的レベルでのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を世界エイズデーと定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。

国及び本市においてもこの趣旨に賛同しまして、12月1日前後に街頭啓発キャンペーンを実施するなど、患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図っております。

また、平成18年にはエイズに関する予防指針が示され、正しい知識の普及啓発と保健所等における検査・相談体制を充実することが求められております。

学校教育におきましては、昭和47年度に全国に先駆け『性教育の手引き』を作成し、昭和56年、平成3年にそれぞれ改訂版を発行してきました。また、『エイズ教育』においても、昭和63年『エイズ指導の手引き』を作成、平成5年に改訂版を発行し、それぞれの分野において幼稚園から高等学校までの一貫した基本目標と発達段階に応じた指導内容を明らかにし、各学校での実践を促してきました。

さらに、平成14年度には、性教育とエイズ教育を1冊にまとめた『学校・園における性教育・エイズ教育指導資料』を作成し、全校に配布しました。また、文部科学省から、平成14年度から3ヵ年間の『エイズ教育推進地域事業』の指定を受け、学校・家庭・地域の連携によるエイズ教育の実践研究を行い、その成果の普及を図ってまいりました。

続きまして、ハンセン病患者・元患者についてですが、ハンセン病は、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、同法の隔離政策により、地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けることを余儀なくされてまいりました。

引き続きまして、次のページの現状と課題についてご説明致します。

HIV感染者、エイズ患者等についてですが、日本でのHIV感染者及びエイズ患者の発生状況は、若年層を中心に年々増加傾向にあり、平成19年には過去最高となりました。感染者1,082名、患者412名の発生が報告されました。これは、1日あたりの平均としますと約4人の患者又は感染者が増えていることとなります。従いまして、積極的な予防施策が必要となっております。

また、エイズやHIVに対する誤った認識や偏見から、感染者、患者が医療機関で診療拒否を受けたり、患者本人が会社等で不当な扱いを受けることを恐れて、病院での積極的

な治療を望めないなどの問題が生じております。

さらに、ハンセン病患者・元患者についてですが、ハンセン病は、感染による発病の可能性は低く、不正確な知識や思い込みにより偏見や差別が生じていたものです。

国は、「らい予防法」を平成8年に廃止するとともに、平成13年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認めた下級審判決が出され、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律が定められました。

さらに、ハンセン病患者・元患者等が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備に取り組みながら福祉の増進、名誉の回復等を図っていく「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成21年度に施行されることとなり、ようやくハンセン病患者の人権救済が現実のものになりつつあります。今後とも、更に人権救済が図られるよう、病気の正しい理解や、差別を解消していく努力が求められます。

それでは、主な取り組み内容及び実績についてご説明致します。

感染者、患者等についてですが、本市では、「京都市H I V対策基本指針」を策定しております。本指針に基づき、普及啓発事業、受けやすい検査体制の確立、相談・カウンセリング体制の充実を3本柱として取り組んでおります。

まず、普及啓発ですが、エイズに対する正しい知識と差別・偏見の解消を目的としまして、市民に対して様々な啓発を行っております。

また、性活動が活発な青少年への啓発対策として、市内全高校、大学、短大、専修学校等に対しまして、エイズに関する啓発冊子やポスター、チラシを送付しております。

さらに、毎年12月1日の世界エイズデーに合わせて、市民一人一人がエイズについて正しく理解することを目的として、「京都市エイズ啓発街頭キャンペーン」を実施しております。

次に、受けやすい検査体制の確立ですが、H I V検査は、H I Vに感染しているかどうかを判明するだけでなく、早期に感染を発見し適切な治療を行うことでエイズを発症させないことや、エイズの正しい知識を提供して、行動の変容を促す機会であるなど、最も重要な対策として位置づけております。

市内全保健所におきましては、無料・匿名でH I V抗体検査を実施しており、H I V検査と同時に性感染症検査も受けることができるようにしております。

また、受検者の利便性を考慮致しまして、平成17年6月から夜間にH I V検査を実施しまして、平成19年からは約1時間で結果が判明する即日検査を導入しております。さらに、平成19年6月からは休日にも検査を開始しております。休日の検査につきましても、これも無料で匿名で行っております。

これら検査体制の整備により、H I V検査件数は年々増加しております。

また、相談・カウンセリング体制の充実についてですが、H I Vへの感染不安は、H I Vやエイズに対する間違った知識や偏見が原因であることが多く見受けられます。京都市

の全保健所、支所、保健医療課ではH I Vへの感染不安や感染していた場合の治療や生活について、様々な悩みに対して、相談を受けており、エイズについての正しい知識を啓発しております。

また、職員の知識やカウンセリング技術の向上を目的としまして、国が主催している研修に職員を派遣するとともに、保健所のエイズ担当職員を対象としたエイズ研修を毎年3回実施しております。

最後に、医療体制の整備でございます。

エイズに関する総合的かつ高度な治療を行うために、平成5年から厚生労働省の指導に基づきエイズ拠点病院が都道府県ごとに指定されております。

京都府内では、平成7年に8箇所、平成8年に2箇所のエイズ拠点病院を指定し、現在では府内に10箇所がございます。

さらに、このうち京都大学医学部附属病院が平成20年7月に京都での中心的な役割を担う中核エイズ拠点病院として指定されました。

なお、京都市におけるエイズ検査、H I V検査年次別件数は、お示しの表のとおりでございます。

また、学校教育におきましては、平成17年度には、厚生労働省主催、文部科学省後援の「科学的エイズ予防教育研修プログラム」に、中学校から8校、高等学校から1校の計9校がモデル校として参加し、京都市におけるエイズ教育の推進を図ってまいりました。

平成18年度には、「人づくり21世紀委員会」との連携によりますエイズ予防教育「啓発用携帯パンフレット（保護者用・先生用）」を、京都大学の木原 雅子准教授監修のもとで「うちの子だけは関係ないしー本当のことを知ってくださいー」として作成しまして、京都市立学校・幼稚園の全教員に配布致しました。

平成19年度には、文部科学省の委託事業であります「性教育の指導に関する実践推進事業」を実施しまして、教職員等への研修会の開催等を通じまして、発達段階に応じた効果的な指導方法を教員等へ指導する指導者の育成を行いました。

なお、学校教育における平成20年度の取組としまして、エイズ研修会を開催致しました。京都市学校保健会主催で、平成20年10月28日に総合教育センターで開催しました健康教育シンポジウムにつきまして、『現代的課題に対応した「性・エイズ等に関する教育」』を主題に行い、「STDの現況」を演題とする保科医院 院長の保科 眞二氏の講演や、シンポジウムを実施しました。

また、ハンセン病患者・元患者につきましては、普及啓発事業と致しまして、ハンセン病についての正しい知識の普及とハンセン病元患者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向け、資料展示施設でのハンセン病関係の企画展の実施や人権情報誌への啓発記事の掲載等の取組を進めております。以上でございます。

【安藤座長】

はい、ありがとうございます。それでは10分ほど時間がとれますので、ご質問、コメントがありましたらご遠慮なくどうぞ。杉原委員、どうぞ。

【杉原委員】

障害のある方、障害者の施策のところの質問です。資料の3ページのところで、総合支援学校高等部の進路指導、進路開拓の話を伺いました。白河と鳴滝の総合支援学校で、職業科を新設されて、就職率が100パーセントとなっています。この養護学校の進学率100パーセントというのは本当に驚異的な数字で、今までの一般的な数字で言うと20パーセント程度ではないかと思うのですが、そういう点ではすごいことだなというように思います。こういったいい実践がほかの養護学校にどういうように一般化されていくのかというところが少し疑問として残りました。それからおそらく職業学科を作ったということ、それから販路といいましょうか、就職先の拡大、確保というようなことが功を奏しているのではないかというように思います。そういう点で、先生たち非常に御苦労なされているところがあるのではないかと思います。この職業学科に専念するあまり、基礎学力といいましょうか、そういうようなものが追いやられる現状にはなっていないのかということです。やはり障害児の方達が地域に出て大切なのは生きる力をどう付けていくのかということかと思しますので、そういうようなことがこの就職を確保するという施策と合わせてうまくマッチしているのか、というようなことが少し聞きたいなというのが一点です。

それからもう1点は、同じ資料の4ページになりますが、権利擁護システムの充実というところです。近年この成年後見制度の取組ということが非常に重要視されています。私も、現実に悪徳商法に引っかかって財産を侵害されるとか、それから個人の名誉を傷つけられるとかいうような事例も見たり聞いたりしておりますので、必要なかというように思います。ただ近辺の自治体の実態などを調べまして、これを専門に扱う施設であるとかセンターであるとかいうようなものが必要なのか、そうでないのかという判断はどうされているのか、ということ素朴に思いました。ちなみに滋賀県の方では、専門に扱うセンターもございますので、それを作ることの是非というものもあるかと思いますが、この点についてどういうようにお考えなのかなというようにも感じました。以上です。

【安藤座長】

ありがとうございました。それでは担当課からお願いします。

【総合育成支援課】

只今お尋ねの総合支援学校職業学科についてでございますが、平成16年度に総合支援学校の再編を行いまして、その際に、白河、鳴滝両校高等部に職業学科を設置いたしております。それまで障害のある生徒さんの就労については、就職率が減少傾向にあったということもございまして、再編によってですね、進路を確保していくということで、取組を進

めてきております。

先ほどもございましたように、平成18年度に1期生が卒業いたしまして、19年度には2期生が卒業ということで、各々42名、41名、全員が企業就職100パーセントを達成しているという状況でございます。こういったことも、障害のある生徒の受け入れをして頂くという中で実現できたことと思っております。

さらに、この企業への進路開拓については、学校はもとより保護者にも夏場に進路開拓に向けて、企業訪問等の取組をして頂くことにも取り組んできております。また、他の総合支援学校、いわゆる地域制の総合支援学校が4校ございますが、この取組を職業学科だけに留めるのではなくて、「巣立ちのネットWORK」での取組、また「デュアルシステム」の取組についても、各総合支援学校の進路指導主事も一緒に関わらせて頂いて、その取組を広げていくこともいたしております。

地域制の4校につきましても、卒業生が一定の企業就職に結びついておりますし、残りの生徒については、福祉施設等への進路に進まれているという状況もございます。職業学科だけの取組には終わらせないで、総合支援学校全体として、この取組を広げることにより、企業就職について、企業なり地域への啓発も含めて生徒の「生きる力」を育成する取組を進めている状況でございます。以上でございます。

【安藤座長】

2番目のご質問はいかがですか。

【障害保健福祉課】

はい、2つめは、権利擁護のシステムに関して、専門のセンター等が必要があるのではないかという、そういうようなお話であったというように思います。今現在本市の取組の仕方としては、そういうような専門的なセンターを設けているという形はとってはございませんけれども、たとえば、地域権利擁護事業という部分について申し上げますと、それぞれ社協さんの各区のレベルでの取組という形、相談事業を含めて現在やって頂いているという形をとっております。今後、障害者だけではなくて、例えば認知症高齢者も含めた取組になってくるわけですので、そういうような形でのセンター化的なものが必要なのかどうかということは、ちょっと研究をして参りたいというように考えております。

【安藤座長】

ありがとうございました。他にございますか。はい、まず安田委員の方からどうぞ。

【安田委員】

最近の国の施策、自立支援法といった障害のある子どもさんに関する取組については、

ガイドラインのところでは非常に賛成だということが大きいと思うのです。でも実際には、白河養護学校の場合ですと、ほんとうに小学校の時から、もはやどうやったら白河養護学校にいけるのだろうかというように親御さんが悩んでらっしゃるというようなケースもたくさんあって、そういった中で白河養護学校に行くといったことがとくに生徒の方の中では目指すべきものようになってしまい、そのためにやはり小学校、中学の間に大きすぎる負担をその子どもさんだけがしてしまうということがあります。それがやがては先ほどものご発言にもありましたように非常にうまくいく場合と、それがあまりに大きな負担すぎる場合だと、やはりその後の成人になってからの生活に大きな負担が出て来て、とくに問題行動となって現れる場合もあるというのが正直危惧される場所だと思います。障害のある方の最近のいくつかの行動のなかにおいて見られるところとして、本当に数的に言えばごくごくわずかなのですけれども、障害のある方が起こした悲惨な事件がございます。そういうような事件等に関して、自立支援法を見ていますと、強い利用者、強い家族、比較的なじみやすいご家族というのか、なじみやすい利用者の方ですと、かなり元気に頑張っていられるケースがあると思うのですが、ご家族に恵まれておらず、本人も非常にコミュニケーションがとりにくいタイプの障害のある方というようになりますと、以前であったならば、事業者はがんばってどうにか面倒を見ておられたところが、最近の自立支援法の影響ですと、その方がどこかなくなってしまわれて、もうかなりさみしい形の発見になるみたいなことも結構あると思います。実際、京都市の障害者福祉施策というものは非常に複雑で、端的にお金がたくさんあって、そういったところから網羅しているようなところが多いと思うのです。けれども、実際自立支援法がいかにその事業所に関して影響をもたらしているか、本当に今の施策の在り方、国の施策の在り方に関して、地方自治体としてはどういうふうに取り組まれるのかということがあります。特に京都市の場合かなり進んだ実践はされていたことは事実ですので、京都市としてどういう取組をするのかといったところを一度、きちんと事業所とも対話して頂きたいと思います。本当に進んでいるからこそ、光の部分が強調されるからこそ、その影の部分になってしまわれる方ができる限りないよう、あらゆる方が気持ちよく暮らしていけるような、そういうような自治体になるように、そういった取組を是非ともお願い致します。

【安藤座長】

ありがとうございました。基本的に御意見でとくにお答は求められてないですけど、もし何かありましたらお願いします。

【障害保健福祉課】

さきほど犯罪との関係で、どのような考え、取組というお話がございました。実は障害保健福祉の分野でこれまであまり光の当たっていなかった部分なのですけれども、近年はたとえば受刑者のなかに障害のある方がかなり含まれているのではないかと、い

ろいろな報告等がございます。統計的なデータとしては示されてはいないのですけれども、社会に出たときにその辺の支援が必要な方というのはやっぱり広範にいるのだろうというように我々も思っております。実は自立支援法に伴う取組としまして、地域でそういうような方々を支えるためのネットワークというものをつくるということがございます。障害者自立支援協議会というような形の取組で、行政、支援センター、事業者等々が連携をとって、相談援助をしていくという取組なのですけれども、京都市内に5つの圏域を設けまして地域版の協議会をつくっています。とくにそういうような課題が少しの間顕著に見えてきた東部地域、これはちょっと刑務所がある関係も含めての地域の事業者さんの関心が高いのですけれども、触法障害者の出所後の支援というようなものについてやっていこうという動きがこの間出てきておりますし、我々もそういうような取組については支援していこうというように考えています。

【安藤座長】

ありがとうございます。やはり障害者は一人一人事情が違うので、これは日本の教育全体の責任なのですけれども、全般のレベルとか数字合わせのために、実はもう少し救えたものが見落とされるということがあります。京都市としてはできるだけ細かい気配りのある行政を実施して頂きたいと思います。松本委員、どうぞ。

【松本委員】

資料4に関連するお尋ねといたしますか、お願いというような感じかもしれないのですけれども、発言致します。いま人権文化推進計画に基づく重要課題ということで報告いただいております。一般的には中長期的な障害のある方たちを巡るいろいろな課題に対する対応ということなどに熱心に取り組まれ、その結果について現状報告を語っておられると思うのです。けれども、このように障害のある方に関しては、あるいは弱者を含めてなのですけれども、今一番重要なのは、もちろん長中長期的な課題もあるということと同時に、緊急的な問題についての対応が必要であるということだと思えます。特に昨年秋以降、世界的な金融経済構造の中で、かなり厳しい状況が今障害者をめぐる問題の中において出てきておりますし、そういう緊急的課題にどれだけ柔軟に、また臨機応変に、福祉行政そのものが対応していけるのかということが、やはり実際一番問われているのかなというように思っています。私も近年福祉にかかわるような仕事をさせて頂いておりますけれども、その中でやはり就労支援ひとつにしても、あるいはいろいろなことにしても、今社会の中で置かれている状況を通して、そういった緊急的課題である部分をどう改善していくのか、支援していくのかということが問われるのかなというように思っています。さきほど労働行政と直接かかわりのないというような話も出てきておりますけれども、やはり労働行政とのかかわりを理解して持ちながら、具体的な施策に取り組んでいくということが問われているのかなというように思っています。中長期的な課題をきっちりとこなしていく一方で、緊

急的課題についてどう対応していくのかということ、今後お願いしておきたいなというように思います。

就労支援にしましても、たとえば技術の問題、あるいはいろいろな検定、技能の問題、あるいは施設、現代医療の問題等もあると思います。

そういったもののすべての部分に対応するのは難しいことかも知れませんが、やはり行政として血の通った、緊急的な対応をきっちりやっていくことが市民にも理解してもらいやすいと思います。広い意味での弱者を支援していく社会というか、同和行政も含めてだと思ふのですけれども、特別の枠はなくなるわけですけれども、それも含めて全体的にそういう支援を要するものに対する防衛策も含めて、支援していくことが大切であると思います。そういう大きな器の中での福祉のあり方、特に緊急課題というものについて理解をし、実施して頂ければというように思います。これはお願いということで意見を述べさせて頂きました。

【安藤座長】

ありがとうございます。個別のケースと並んで、時間的なパーツといますか、それも入れてお考えいただきたいということですね。いうは易く、行うは非常に難しいことではあるのですけれども、基本的な姿勢としてはそういうことについて対応、お考え頂きたいということです。これはもう、むしろ市長に直接そういう気配りをちゃんとしてくれという声も懇話会から出ていたと、機会があったらお伝えしてください。

では最後に、お願いします。

【栗本委員】

資料4と資料5についてそれぞれ1点ずつです。資料4の障害のある人に関するという部分で、先ほどから教育に関するいろいろな話が出ていますが、御説明にもありました通り障害者権利条約では教育に関しては基本的にはインクルーシブ教育が理念として掲げられているはずなのです。もちろん特定の人数に対して応えていく教育というのは一方で必要とされていて、それに応えていくということも重要だと思うのですが、今回のこの資料の中ではちょっとそういった観点からの言及がないので、若干気になるなというように思いました。お配り頂いたブルーのほほえみプランの方には若干その交流教育とか、育成学級、通級指導教室等について書かれているのですが、今日の資料についても理念的なところとして記載して頂ければと思います。ただそれはすごくまだ議論のあるところですし、市という単位ではないところでもっと府とか国とかいうところでの議論もあるのに、市だけで何ができるのかというところもありますし、難しい課題もあると思うのですが、観点としてやはり人権というところから見た時に、インクルーシブ教育というのは是非何らかのこういった報告を作成される時には視点として反映して頂きたいというように思ったのが一点です。

二点目は、資料5の感染症患者等についてというところです。これは感想なのですがけれども、京都の場合やはり大学が非常に多くて、学生さんがかなり活発にHIVなどについてはボランティアで活動してらっしゃる部分があると思うのです。全般にこの人権文化推進計画では、市民とかNPOとの協働ということが繰り返し謳われています。一方この資料5においては、非常に市の主体的なものに特化した記述になっているというように思いますので、そういう若者たちが啓発される対象としてではなくて、啓発の担い手として積極的に活動しているところを、市としてどう連携して、応援していくのかというようなところがもう少しあるといいなあというように思いました。これは感想です。

【安藤座長】

ありがとうございます。いずれも重要なご指摘ですので是非、将来行政の中へ、もう少し見える形で取り組んで頂きたいというように思います。

それでは、もう私はいつも言っているのですが、時間が短くて、発言がいろいろあって時間がいっぱいになるのです。本当にこの懇話会を有意義なものにするために、その分行政の方は辛抱して聞いて頂きたいと思います。それでは今後の計画について最後をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは資料の6で来年度21年度の懇話会のスケジュールをお示しをさせていただきます。今後のご予定も含めてお願いできればと思っております。

まず5月頃に、例年なのですけれども、20年度の実績と21年度の計画をとりまとめ致しますので、それをご報告させて頂いて意見を頂きたいと思っております。

それと人権文化推進計画の各重要課題につきまして、今日2つのテーマについてご報告をさせていただきました。前回の男女共同参画の報告とあわせて、これまで3つの課題についての現状について報告をさせて頂きました。引き続き残る課題についても現状報告をさせて頂きたいと思っておりますので、それをこの第7回懇話会でもさせていただきます。

それと、9月頃、秋頃になると思っておりますけれども、第8回目の懇話会ということで、これはどのような報告になるかはまだ未定でございますけれども、少なくともこの人権文化推進計画の各重要課題の進捗状況について、他のテーマに関して報告をさせて頂いてご意見を頂ければと思っております。

簡単でございますけれども以上でございます。

【栗本委員】

今回スケジュールをお示し頂いて、大変ありがたいというように思います。ちょっとこの間、この懇話会に出席できないことが続いたので、事務局へのお願いなのですがけれども、日程調整をはやめをお願いしたいと思います。前回などとくに私自身自分が女性というこ

ともあって是非参加したかったと思うのですが、参加できなかったのをとても残念に思っています。あと、資料送付のスケジュールを余裕をもってお願いします。参加できない場合にも、今回康さんは資料を出されたのはすごいと思うのですが、読むだけで精いっぱい、なかなか康さんのように、欠席する場合、資料をお出しするというのが難しいのです。あともし可能であれば何か資料をお送りいただくときに前回の議事録も入れていただければありがたいと思いますので、事務局をお願いします。

【安藤座長】

ありがとうございました。それでは、いろいろ言い足りないことがあるかと思いますが、事務局はいつも開いていますので、ずっと申し上げているように、書面その他の形で、ご遠慮なく事務局に寄せていただきたいと思います。それでは事務局にお返しします。

【事務局】

安藤先生、議事進行本当にありがとうございました。またたくさん貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。また事務局におきましても、日程調整、資料の送付、議事録の添付に今後十分努めていきたいというように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。それでは、第6回人権文化推進懇話会につきましては以上で終了させていただきます。本日は本当にお忙しいなか、長時間誠にありがとうございました。